**空調設備機器及び冷却塔薬注装置保守点検業務委託仕様書**

多治見市消防本部

事業番号　　消総委第４号

事 業 名　　空調設備機器及び冷却塔薬注装置保守点検業務委託

履行期間　　契約日から令和８年３月31日まで（年２回　冷暖房切替時期）

１　保守目的

消防本部庁舎の空調設備機器（冷暖房）及び冷却塔薬注装置を適切に維持管理し効率よく使用するため、常に最良の状態に維持することを目的とする。

２　保守内容

　①　点検内容及び回数は、「３　点検内容等」のとおりとする。

　②　点検終了後は、点検項目に応じた点検報告書を提出するものとする。

　③　冷却塔薬注装置に投入する薬品は、ショーワ㈱製タワーリルＭＨ－2000またはこれと同等以上の製品で、抗レジオネラ用空調水処理剤協議会に登録されている製品とする。

３　点検内容等

1. 冷温水器発生機（アロエース）冷暖房切替調整（年２回・冷暖房前各１回）

　　　　冷温水器発生機　型式：ＣＨ－ＫＧＸ50ＨＰＳ　１基

　　　　　　　　　　　　　　　ＣＨ－ＫＧＸ40ＨＰＳ　１基

　　　　〔点検項目〕

|  |  |
| --- | --- |
| 外観本体の破損、腐食等の確認 | ＣＤＳ／Ｆ電流（燃焼）点検、調整 |
| 冷温水量の点検、確認 | パラジュームセル点検、確認 |
| 冷却水量の点検、確認 | 冷温水入出口温度点検、確認 |
| 風圧点検、確認 | 冷却水入出口温度点検、確認 |
| 燃焼圧点検、確認 | 溶液循環ポンプ動作確認 |
| 凝縮器温度の点検、確認 | 冷暖切替弁点検 |
| 蒸発器温度の点検、確認 | 真空調査点検、確認 |
| ＳＳ（排気）点検、調整 |

　②　冷却塔点検調整（年１回・冷房前１回）

　　　　冷却塔：２基

　　　　〔点検項目〕

|  |  |
| --- | --- |
| ＣＴＳ作動の点検、確認 | 貯水槽の点検、確認 |
| 冷却ファンの点検、確認 | ブローダウン量の調整 |
| ボールタップの点検、確認 | 薬品処理剤投入 |
| 散水状態の点検、確認 |

　③　冷温水、冷却水ポンプ点検調整（年２回・冷暖房前各１回）

　　　　冷温水ポンプ：２基

　　　　冷却水ポンプ：２基

　　　　〔点検項目〕

|  |  |
| --- | --- |
| 水漏れの点検、調整 | モートル絶縁の点検、確認 |
| メカニカルシールの点検、調整 | 運転状態の点検、調整（異音、振動） |
| 保護装置の点検、調整 |

　　　　※冷却水ポンプは、冷房期のみ（年１回）

　④　エアーハンドリングユニット点検（年１回・冷房前１回）

　　　　エアーハンドリングユニット：１基

　　　　〔点検項目〕

|  |  |
| --- | --- |
| ﾌｨﾙﾀｰの汚れ、破損及び機能の点検 | ｹｰｼﾝｸﾞ内部の汚れ、保温材等の点検 |
| 送風機のｹｰｼﾝｸﾞ・ﾍﾞﾙﾄ・羽根・ｼｬﾌﾄ軸受等の汚れ、変形、異音、過熱及び機能の点検 | 各種配管、ﾄﾞﾚﾝﾊﾟﾝ等の漏水、ﾀﾞｸﾄ等の漏れ及び機能の点検 |
| 軸受等のグリスアップ | 制御回路の点検 |
| 電動機の本体・ﾌﾟｰﾘ、ﾍﾞﾙﾄ等の汚れ、異音、異臭、異常、過熱、磨耗、芯すれ及び機能点検 |

⑤　遠隔操作盤点検調整（年２回、冷暖房前各１回）

　　　　遠隔操作盤　型式：ＤＣＰ－ＮⅡ　１面

　　　　〔点検項目〕

|  |
| --- |
| 機能点検 |

　⑥　冷却塔薬注装置点検及び水質管理検査（冷房前、冷房期間中）

　　　　薬注装置：２基

　　　　〔点検等項目〕

|  |  |
| --- | --- |
| 定量ポンプの点検、調整 | 薬剤の補充、充填 |
| 吐出量の確認、調整 | 操作盤スイッチ類の動作点検 |
| 薬液タンクの漏洩等、外観点検 | 表示灯の点検 |
| モーターの汚れ、異音、過熱等確認 | 故障表示点検 |

　　　　〔水質管理、検査〕

|  |
| --- |
| (社)日本冷凍空調工業会で定める冷凍空調機器用水質ガイドラインによる |
| 冷房期間中水質検査３回 |

４　業務委託料

　業務委託料の内訳は、空調設備及び冷却塔薬液注装置保守点検内訳書のとおりとする。

５　その他

1. 契約期間中に故障が生じた場合には、直ちに技術者による修理を行うものとする。
2. 自動車、施工機械の使用にあたっては、環境に配慮した仕様に努め、無用な使用を出来るだけしないように心がけること。
3. 業務完了時の提出書類等は、環境や再利用の観点から両面印刷等に心がけること。
4. 業務を施工するにあたり、購入やレンタルする必要がある物品については、環境に配慮して極力グリーン購入法に適応したものを活用するよう努めること。
5. 清掃等周辺環境美化に努める。
6. 業務全般にわたり省電力、省エネルギーに努めること。上記のほか、受注者として環境に配慮する計画があれば業務着手時に、書面にて提出すること。作業時においては、アイドリングストップなど省エネに配慮して行うこと。
7. この仕様に定めなき事項及び疑義が生じた場合は双方協議の上決定するものとする。
8. 妨害又は不当要求に対する通報義務

ア　受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念

等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

　　イ　受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間

内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

【連絡先】

多治見市消防本部 消防総務課

担当：寺井大貴

電話0572-22-9231